

・ポイント

計画期間；平成20年3月～平成25年3月（5年1か月）

（1）概況

平成20年3月に滝川市中心市街地活性化基本計画の認定をいただき、本年度より計画記載事業の実施を進めているが、新規事業については、着手済み事業、着手したが完了に至っていない事業、これから取り組む事業があり、現状での事業効果、最新値についての分析、フォローアップを行う。

本市の中心市街地は、北海道を縦横断する国道12号、国道38号及び国道451号が交差し、JR滝川駅、中空知地域の拠点バスターミナルを擁するなど交通の要衝として発展した。都市機能については市役所、市立病院をはじめ、国や北海道の官公庁施設などの公共公益施設が立地し、商店街、飲食店街が形成され、市内だけではなく周辺市町からも多くの人々が訪れて賑わってきた。中心市街地の主要な通りであるベルロードの商店街近代化事業（アーケード設置）を進め、中心市街地エリアの人口は昭和55年に4,733人とピークを向かえた。しかし、モータリゼーションの進展に伴い、昭和55年以降、工業団地・流通団地などの造成を積極的に進めたことにより、騒音・振動・臭気などが敬遠された町場の自動車修理工場、印刷工場や小さな製造工場、食品工場などは住居とともに郊外へ移転し、中心市街地の衰退を招いた要因となった。また、郊外への住宅団地造成事業や職住の分離化により居住の郊外化が進んだことも中心市街地の人口減少の大きな要因となっている。さらに、平成6年以降の相次ぐ郊外型大規模小売店の進出や中心市街地内の大規模小売店の退店など、中心市街地の空洞化や商業力低下に拍車をかけている。

中心市街地の課題としては、都市福利施設の充実・公共公益施設の集積など利便性については充足度が高いが、総合病院等の機能充実と図書館の立地が望まれている。中心市街地人口は大きく減少しており、地価も大きく下落している。居住の郊外化による除排雪費など都市運営コストを増大させており、街なか居住を推進しコンパクトな都市が求められる。郊外型大型店の出店とともに、商圈は郊外へ移って行ったが、NPOをはじめとする市民活動や商店街活動によるコミュニティが芽生えてきており、それらの充実、強化を地域の主体である商店街も一体となって進める地域づくりが求められている。さらに、公共交通拠点機能や観光、イベントなどによる集客力はあるが、中心市街地に誘い込む工夫がなされておらず集客力の衰退、回遊・滞留機能の欠如がみられ中心市街地活性化に結びついていない。

これらの状況を踏まえて、本計画では中心市街地の方向性として、都市福利機能の充実、街なか居住の推進を進めることとし、機能的で利便性の高い中心市街地を形成するとともに、特色あるまちづくりを進めるためNPOをはじめとする市民活動や商店街活動によるコミュニティづくりをさらに連携・協働して進めることにより、多くの市民が集える魅力的な中心市街地を目指す。

具体的事業としては、現地建替えによる市立病院の機能充実を図るとともに、郊外に立地している老朽化した図書館を中心市街地へと移転させることにより、都市福利機能などの更なる集積を図り、市民が集まり活動する拠点づくりを進める。さらには、街なか居住を推進するため高齢者向けの市営住宅の建設、空き家・空き店舗の情報発信を進める。コミュニティ活動の醸成を図るため、多くの方が参加する市民活動を、地域の主体である商店街との連携により拡大充実させ魅力ある商店づくりと楽しめる拠点づくりを進めるとともに、歩いて楽しい通りの実現、中心市街地に人を呼び込む事業の展開を進め、回遊・滞留機能を高めることにより賑わいの創出を図り、計画の目標値を達成することとしている。

(2) 目標の達成状況

| 目標 | 目標指標 | 基準値 (年) | 数値目標 (H24fy) | 最新値 (H19fy) | 見通し |
|----------|-------------------|------------------|-----------------|---------------------|-----|
| 街なか居住推進 | 街なか居住人口 | 2,660人 (H18) | 2,800人 | 平成21年度 フォローアップ予定 | |
| 市民活動の活性化 | コミュニティ施設等利 用者数 | 64,773人 (H18) | 112,000人 | 平成21年度 フォローアップ予定 | |
| 賑わい創出 | 歩行者・自転車通行量 | 7,008人 (H19) | 10,000人 | 7,098人 (H20.10) | |
| | 空き店舗数 | 38店 (H19) | 30店 | 平成21年度 フォローアップ予定 | |

- 注) : 事業等の進捗状況が極めて順調であり、相当程度の余裕をもって目標達成可能であると見込まれる。
: 事業等の進捗状況が概ね予定通りであり、目標達成可能と見込まれる。
: 事業等の進捗状況が予定通りではないものの、依然として、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。
: 事業等の進捗に相当程度の支障が生じており、目標達成が困難と見込まれ、今後対策を講じる必要がある。
: 事業等が実施されていないため、今回は評価対象外。

< 達成状況の評価及び見通しの理由 >

「街なか通行量（歩行者・自転車）」について

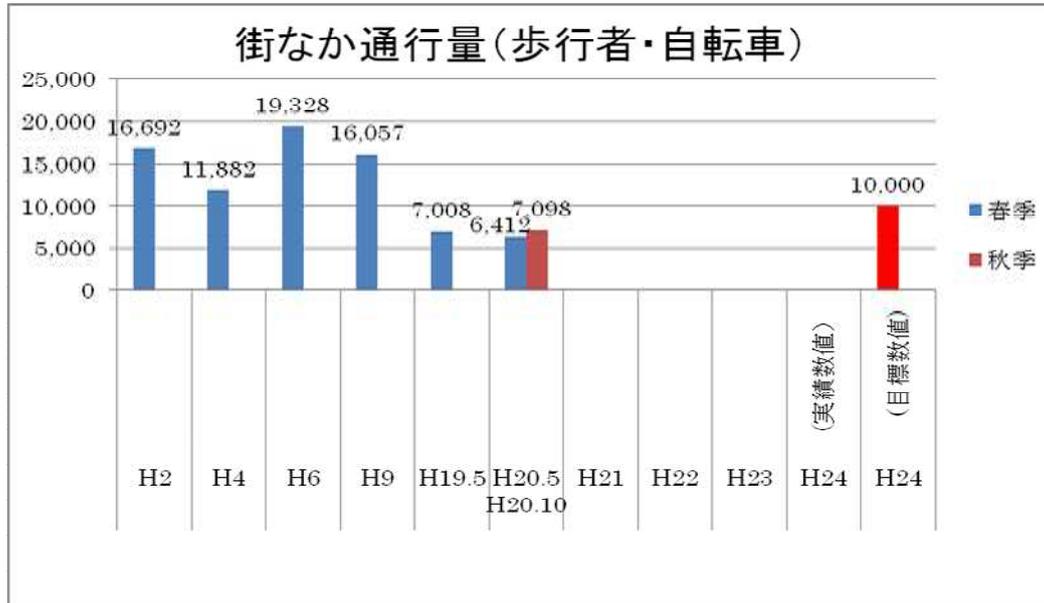
- 平成20年度より計画事業を実施しているが、「街なか通行量（歩行者・自転車）」については、春期（5月）秋季（10月）に調査（5調査地点）を実施し、達成状況の評価及び見通しを検証する。今年度は商店街拠点づくり事業や賑わい再生ロード事業などを実施したことにより、秋季調査では若干であるが、事業実施付近の2調査地点で通行量が増えている。今後も、関係機関と連携して賑わい再生事業を推進することにより、通行量の増加を図る。

(3) 今後の対応

- 平成20年度からの基本計画であるため、今後5年間、基本計画掲載事業を積極的に推進していくことが、設定した目標値を達成し、中心市街地の賑わい再生につながっていく。

・目標「回遊・滞留ルートを形成し、街なかに賑わいを創出」

- 1 . 数値目標の達成状況(「街なか通行量(歩行者、自転車)」「空き店舗数」 目標設定の考え方基本計画 P66～P80 参照)



(単位：人)

| 年 (調査月) | H2 | H4 | H6 | H9 | H19.5 | H20.5 H20.10 | H21 | H22 | H23 | H24 (実績数値) | H24 (目標数値) |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------------|-----|-----|-----|---------------|---------------|
| 歩行者・自転車 通行量(春季) | | | | | | 6,412 | | | | | |
| 歩行者・自転車 通行量(秋季) | 16,692 | 11,882 | 19,328 | 16,057 | 7,008 | 7,098 | | | | | 10,000 |

- 2 . 主要事業の進捗状況

- ・ スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業 平成 20 年度着手
- ・ 商店街拠点づくり事業 平成 20 年度着手
- ・ 賑わい再生ロード事業 平成 20 年度着手
- ・ 敬老特別乗車証サービス事業 平成 16 年度着手
- ・ 駅前無料買物駐車場運営事業 平成 14 年度着手
- ・ にぎわい広場運営事業 平成 17 年度着手

- 3 . 数値目標達成の見通し

・ 「街なか通行量(歩行者、自転車)」及び「空き店舗数」に関する基本計画掲載事業は、ほぼ計画通り実施されている。「商店街拠点づくり事業」が実施(平成 20 年 7 月に 2 施設「くつろぎ処」「コミュニティカフェ」をオープン)され、「街なか通行量」調査は春季(5 月)と秋季(10 月)に実施することとしている。今年度の春季調査では減少したが、秋季調査での 5 地点調査においては、平成 20 年 7 月に実施した商店街拠点づくり事業(くつろぎ処、コミュニティカフェ)の効果もあり、当該 2 調査地点で通行量が伸びた状況にある。その他、拠点づくり事業では各商店街と家主が連携し、空き店舗情報発信事業のデータ収集を行っているほか、チャレンジショップ事業では、現在 2 店のチャレンジャーが関係商店街の協力のもと、1 年後の独立を目指している。「スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業」や「賑わい再生ロード事業」では、商店街と NPO アートチャレンジ滝川との連携事業による商店街を魅力アップさせる事業もスタートし、街なかに活気が戻りつつある。このような小さな事業や取り組みを重ねることが中心市街地の魅力の向上につながり、来街

者の集客及び回遊・滞留の促進が図られ、若者から高齢者が集える中心市街地が再生されることにより、数値目標である「街なか通行量（歩行者、自転車）」及び「空き店舗の減少」は達成できるものとする。

- 4 . 今後の対応について

- ・ 現在、滝川市の中心市街地は中・高年者の来街が多い。しかし、商店街の聞き取りでは「買回り品以外の商品については買い控えの傾向にあり、来客が極めて少なくなった」との声が多かった。来街者からの聞き取りによると「後期高齢者医療制度、さらには食料品が高騰していることも家計を圧迫しているので贅沢は出来ない」「医療費や交通・通信費は切り詰めている」との声も多かった。中心市街地では、病院や銀行などの来街者は多くても、買物客が減少している傾向にある。本市の計画の柱としている「コミュニティによる賑わいの再生」は、NPO、各種文化団体、商店街、中心市街地活性化協議会および商工会議所、本市関係部局が連携し、街なかの賑わい創出やコミュニティの醸成を図り、多くの市民が集えるまちづくりの推進を第1ステップとしている。今後は、多くの市民・団体に協力をいただく「(仮称)街なか賑わいサポーター会議」の立ち上げを予定している。このような中心市街地活性化の応援団に市民等がなっただくことにより、街なか賑わい再生を図っていく。

・その他

「基本計画の重要事項に関する変更等」

1. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例施行

滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年 12 月 15 日施行）

| 特別用途地区 | 建築してはならない建築物 |
|-------------|---|
| 大規模集客施設制限地区 | 劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの |

2. 都市計画マスタープランの改定

平成 7 年度に策定した滝川市都市計画マスタープランが、時代に合わなくなっていることから、平成 18 年度からスタートした滝川市後期基本計画（2006～2010）をもとに、滝川市の将来に向けた土地利用の見直しを検討するため、若手を中心とした勉強会を発足した。それをもとにした内部検討会議のなかで話し合い、商業・工業・農業のあり方を含めて協議するため、平成 21 年度より「(仮称)土地利用対策室」を設置する予定であり、本市の将来目指すべき土地利用を検討し、コンパクトなまちづくりを目指すこととしている。

中心市街地については、福利厚生機能の集積・街なか居住の推進、コミュニティ機能、商業機能を高める地区として位置づけ、市民や来訪者の多様なニーズに対応できる利便性の強化や賑わいの再生を柱とした街づくりを促進することとしている。

郊外については、既に大型店が数多く立地しており、本市としては、町に大きな影響を与える大規模集客施設（10,000 m²を超えるもの）を誘致することは考えていない。滝川市都市計画用途指定基準（平成 7 年 2 月 15 日策定）の配置基準、技術基準に基づく商業系の用途指定については、現在、内部検討会議の中で協議中である。しかし、将来的には郊外の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区「滝川市都市計画大規模集客施設制限地区」を指定し、10,000 m²を超える建築物の立地規制する予定である。